

かたの民報

議会版

2009年8月2日
NO. 1479

【発行】
日本共産党
市会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎893-6785



さかの 光雄
私部 1-38-23
☎893-1083



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835

星田駅前パチンコ店出店問題 交野市が、建築中止の仮処分申し立て

市は、星田駅前の条例違反のパチンコ店建設について、7月24日、パチンコ店の建築続行を禁止する仮処分命令を、大阪地裁に申し立てました。

星田駅前では建築中のパチンコ店について、市は、条例の禁止区域にあたることから、条例に基づいて建築中止命令、刑事告発を行ってききました。

しかし、建築主が工事を続けていくことから、市は7月24日、大阪地裁に建築続行禁止の仮処分命令を申し立てました。

大阪地裁が市の訴えを認めれば、建築中止の仮処分命令が出されることとなります。

平成20年に、奈良市がパチンコ店建築中止の仮処分を、条例違反を理由に申し立て、却下となったことから、今回の申立ては、「パチンコ店の来場者が、隣接する市所有地に駐車・駐輪する可能性が高く、交通安全、防災上も問題がある。」と、市所有地との関係性を強調しています。

今後の大阪地裁の判断が注目されます。

この間の動き

5月下旬
建築主が工事着手

5月25日
市は、建築主に「特定建築物建築等中止命令書」を送付

5月29日
市議会で、条例の遵守を求める決議「を可決

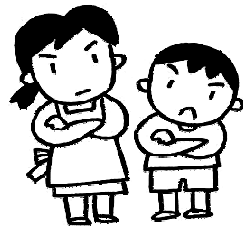
6月8日
市議会で、パチンコ店建設差し止めに関する請願（提出者：出店に反対する会）を採択

（7月1日現在、4万1756人分の署名が提出される）

6月25日
市は、建築主を条例違反の疑いで刑事告発

7月2日
市議会から、大阪府知事・公安委員会宛に陳情

7月24日
市が、大阪地裁に建築続行禁止の仮処分申し立て



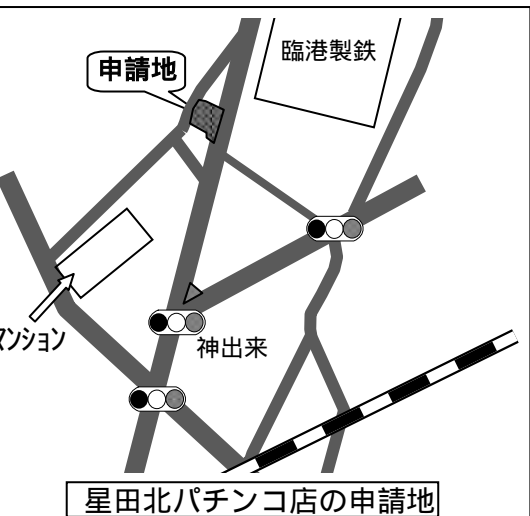
あいつぐパチンコ店計画！ 星田北5丁目パチンコ店建築に、 市長が「同意」を決定

星田駅前とは別に、星田北5丁目でもパチンコ店の出店が計画されています。この星田北5丁目のパチンコ店建築について、市長が、すでに「同意」を決定し、事業者へ通知していたことが明らかになりました。

禁止区域でなくても市長の「同意」が必要

星田北5丁目では計画されているパチンコ店は、大阪日産自動車（株）跡地の建物を改築して出店するものです。こ

の場所は準工業地域で、市条例の禁止区域ではありませんが、マンションなど住宅地が近接し、住環境の悪化が心配されます。さらに裏側空地に拡大することも懸念されています。



星田北パチンコ店の申請地

市の条例では、パチンコ店建設は、禁止区域でなくても市長の「同意」が必要、市長は、社会環境・教育環境保全審議会を開いて意見を聞き、「同意」か「不同意」かを決める、健全な風俗を著しく阻害すると認められるときは同意しない、と規定しています。

議会や住民の意見も聞かずに市長が「同意」決定

7月13日の議会全員協議会で、市は、6月25日に社会環境・教育環境保全審議会を開き、審議会が「健全な風俗に影響を与えることは否めないが、市長が不同意とする決定的な理由がない。同意にあたっては、諸条件を付してほしい。」と答申したのを受けて、7月6日付で市長が「同意」を決定し、すでに事業者へ通知したことを報告しました。

しかし、禁止区域ではないからと、市が、議会や地元住民の意見も聞かずに「同意」を決め、事後報告で済ませていいのでしょうか。

日本共産党は、「同意の決定にあたっては、議会や地元住民の意見を聞くのが当然である。市民とともに、まちづくりをすすめる市の姿勢が必要だ」と強く求めました。